

消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する声明

平成26年9月、政府に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。その施策の一つとして政府関係機関の地方移転が検討され、消費者庁と国民生活センターについては徳島県への移転が検討され、本年8月末までに結論を得ることを目指すとしている。

施策の目的に掲げられる東京一極集中の是正が我が国の重要な政策課題であることは言うまでもない。しかし、消費者基本法の制定時から積み上げてきた消費者行政の推進もまた、同じく我が国の重要な政策課題である。

そもそも消費者庁は、消費者被害の発生を食い止めるため、各省庁が個々に消費者政策を実施するのではなく、従来の縦割り行政の弊害を是正し、消費者行政の一元化を掲げて、消費者行政の司令塔として設置されたという経緯がある。

消費者問題は、食品や製品の生産・流通・販売・安全管理、金融、教育、行政規制・刑事事件など多くの多くの領域に関わっており、実際に、消費者庁は、担当大臣の下で消費者委員会とも連携しながら、多数の省庁に分散している消費者行政を総合的に推進する司令塔として業務を行い、また、大規模な食品被害など国民の安心安全を脅かす事態が生じたときには、官邸と一体となって政府の危機管理業務を担っている。

このように、消費者庁は政府との密接な連携が不可欠であるため、他の政府関係機関と隔離された地方へ移転することは、消費者庁設置の趣旨に反し、消費者行政の大幅な後退を招くことになる。

また、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的として創設され、全国の消費生活相談情報の集約・分析、一般消費者や地方自治体に情報の発信、消費者庁及び各省庁の法制度の見直し等の問題提起を行う機能を担っている。

このように、国民生活センターは、消費者庁及び各省庁との密接な連携を求められる機関であり、他の政府関係機関と隔離された地方へ移転することは、消費者行政の機能を低下させるものといわざるをえない。

したがって、佐賀県弁護士会は、消費者庁と国民生活センターの地方移転に強く反対する。

平成28年5月2日
佐賀県弁護士会
会長 長 戸 和 光

執行先一覧

内閣総理大臣

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

総務省まち・ひと・しごと創生本部

総務大臣